

# 会員旅費規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本精神神経学会会員の旅費に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規定による会員とは、公益社団法人日本精神神経学会 定款第5条に規定する会員（以下「会員」という。）をいう。

(旅費の支給および種類)

第2条 この規定に基づく旅費は、会員が次の各号に該当する事項のために旅行した場合に、当該会員に対し、原則振込で支給する。

- (1) 当学会内の会議・会合・集会（以下「会議等」という。）に、その会議等の招集者より招集されて出席する。
- (2) 当学会外の会議等に、当学会を代表するメンバーとしてその会議等の招集者より招集されて出席する。
- (3) 当学会内各種委員会活動等で、調査等のため出張する。
- (4) その他理事長が認めた会議等への出席および出張。
- (5) 臨時代議員総会に出席する場合。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃および宿泊料とする。

(旅費の不支給)

第3条 旅費は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給されない。

- (1) 旅費が本学会以外の個人、法人または団体から旅費の全部または一部が支給されている場合、その支給を受けた部分の旅費。
- (2) 学術総会、定時代議員総会、会員報告会に出席する場合。
- (3) 学術総会会期中あるいは学術総会会期前後日に開催された会議等へ出席する場合。

## 第2章 内国旅行の旅費

(旅費の計算)

第4条 旅費は、経済的・時間的に妥当とされる通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務の必要または天災その他やむを得ない事情により経済的に妥当とされる通常の経路または方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路および方法によって実費とする。

(鉄道賃)

第5条 鉄道賃の額は、普通旅客運賃（急行料金、特急料金および指定席料金）による。

(船 賃)

第6条 船賃の額は、普通旅客運賃（寝台料金および特別船室料金）による。

(航空賃)

第7条 航空賃の額は、普通旅客運賃による。

(車 賃)

第8条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(宿泊料の支給)

第9条 宿泊料は、第2条第1項第1号および第2号で規定された会議等の開始時間（10時）、終了時間（20時）およびそのための旅行時間から勘案して、宿泊を要する場合に支給する。

2 宿泊料は、1泊につき18,000円を支給する。

### 第3章 外国旅行の旅費

第10条 外国旅行について支給する旅費は、その都度理事会で検討して定める。

(実施規定)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

付 則

この規定は平成24年10月1日から施行する。

この規定は平成26年4月1日から施行する。

この規定は平成27年9月12日から施行する。

この規定は平成31年4月1日から施行する。